

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017.01

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

### 技の証 技能検定 将来に向けて業追対策を！

難易度低め！年に二回のチャンス到来です！！

技能検定とは働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工・建設大工・ファイナンシャルプランニングなど全127種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され「技能士」と名乗ることができます。

具体的には(石)(屋)(鋼)(筋)(板)(ガ)(塗)(防)(内)(絶)(園)(井)(具)の業追申請時に有効です。

試験の難易度によって、1級・2級・3級に分かれます。また、職種によって難易度を分けないで行う単一等級もあります。

この検定の特徴として、実施と学科試験があり、両方に合格する事が必要です。もし片方が不合格の場合には、次回は不合格となった方のみを受験し、合格する事で技能士となることができます。

実は受験資格のハードルが高めです。

実務経験がなくても良い等級もありますが、最大で7年も必要です。

施工管理技士は工業高校であれば在学中に取得する方もいる様ですが、技能検定は現場を知っていることが大前提です。

もし履歴書に技能検定と書かれている場合には、頭でっかちではなく、即戦力とみなして良いと思います。

受験申込を検討している場合は・・・必ず！ご相談ください！！

それっぽい名前なのに狙った業種に該当しない可能性もござ御座います。

## 試験案内開始日 平成 29 年 3 月 1 日～

申請受付期間 平成 29 年 4 月上旬～平成 29 年 4 月下旬 (※正確な日時未定です)

技能検定制度

検索

状況

**★運送業★**

# 不法投棄等の状況 発表！！

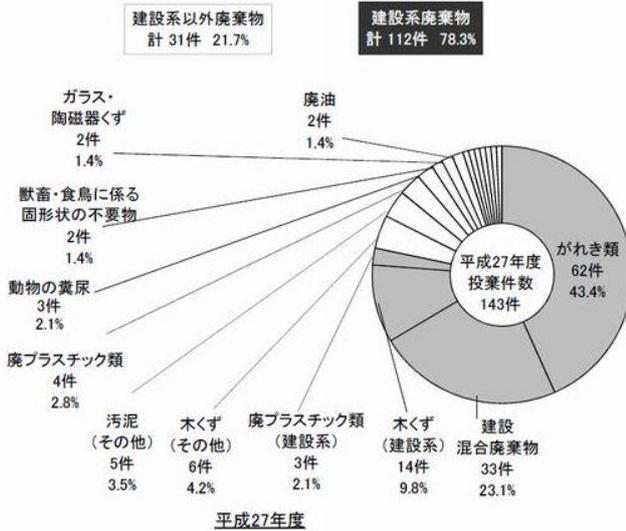
## ★産 廃★

環境省から「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 27 年度）について」が発表されました。

	件数(前年度、前年度比)	量(前年度、前年度比)
新たに判明した 不法投棄事案	143 件(165 件、-22 件)	16.6 万t (2.9 万t、+13.7 万t)
新たに判明した 不適正処理事案	261 件(146 件、+115 件)	40.7 万t (6.0 万t、+34.7 万t)
不法投棄等の残存事案	2,646 件(2,583 件、+63 件)	1,609.7 万t (1,594.2 万t、+15.5 万t)

不法投棄量と不適正処理量の両方が前年度よりも増加しています。

行政が関知できていない不適正処理が相当数存在することを考えると、平成 27 年度は**不適正処理が社会的に増え始めた年**と位置づけられそうです。



おそらく、経済情勢の悪化とともに、行政の監視体制の弱体化も問題視されています。昨年のダイコー事件を受け、監視体制は一層強化されると思いますが、それでも不適正処理事案の件数は徐々に増加していくのではないかと思います。

また、引き続き投棄量の**約8割は建設廃棄物**となっていますので、建設廃棄物の適正処理確保が今後も重要な課題となっています。

## 排出事業者責任・・・

廃掃法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(第3条)」と規定し、廃棄物を自ら処理しなければならず、処理を委託する際は委託基準を遵守しなければなりません。

なぜこんな基本的な話をするかという・・・ダイコー事件の被害者？である壺番屋がダイコー一元会長に対して損害賠償請求を起こす方針だと報道があったからです。

訴訟は起こしてあたり前のような気もしますが、報道記事の中に「国から食品リサイクルの優良業者に認定されていたダイコーを信用していたが、裏切られた。訴訟を通じ、行政も含めて何が問題だったのかが明らかになれば」とあったからです。“優良業者”と盲信し、その処理実態を確かめることさえしなかったという排出事業者としての義務を全くはたしていなかったということがまず問題なのではないでしょうか？



# ★今年も法令遵守★

	前 期	
試験案内開始日	平成28年	3/1 (火)
申請受付期間		4/4 (月) ~4/15 (金)
実技試験問題の公表 <small>*1</small>		5/26 (木)
実技試験 <small>*2</small>		6/2 (木) ~8/14 (日) ★ 6/2 (木) ~9/7 (水)
学科試験 <small>*3</small>		7/17 (日) ★ ・ 8/21 (日) 8/28 (日) ・ 8/31 (水) 9/4 (日)
合格発表		8/26 (金) ★ ・ 9/30 (金)